

北海道高体連主催大会参加者災害補償制度の導入の経緯と現状

北海道高体連研究部

北海道札幌東豊高等学校

渡辺 裕人

1 はじめに

一般に運動部活動では指導者が「安全指導」「危険回避」を念頭においた事故の未然防止を図るとともに、傷害予防のために選手のレベルや、発育発達段階を考慮した計画的なトレーニングを実践している。しかしながら、毎年多くの高校生が運動部活動によって怪我をしたり、事故に遭遇している実態がある。

こうした点を踏まえ北海道高体連（以下、道高体連）研究部では「安全・安心」をテーマに研究を継続し「運動部活動顧問のための指導ハンドブック」（平成 14 年）および「運動部活動顧問のための安全対策マニュアル」（平成 20 年）を発刊し、顧問が指導する上で危機管理意識の高揚を促してきた。さらに第 45 回全国研究大会（平成 22 年度）において「運動部活動顧問のための安全対策マニュアルの発刊とその効果」について発表してきた。

近年、少子化や地域格差などにより、スポーツを取り巻く社会情勢が変化する中であって、北海道はインターハイや全国選抜大会においてウインタースポーツをはじめとして、多くの種目で優秀な成績を維持していることは指導者の熱意の賜といえる。しかし、こうした輝かしい成績の陰には様々な怪我や事故といった痛ましい出来事があった。そのひとつが、平成 13 年度北海道高等学校ボート競技新人大会における高校生の死亡事故である。突風にあおられた艇が転覆したことが原因であった。主催者である道高体連は遺族に対する見舞金を各関係者をお願いしたが、十分な成果が得られたかは他に判断を委ねざるを得なかった。このように当時の道高体連は、主催大会における事故発生時に対して補償できるシステムを持ち合わせていなかった。こうした背景から、平成 18 年度より「北海道高体連主催大会参加者災害補償制度」（以下、補償制度）を導入した。補償制度によって怪我や事故の発生を防ぐことはできないが、顧問や保護者が少しでも安心して大会に参加できる制度であると自負している。

このように本研究部では、第 2 分科会から始まった研究ではあるが、車の両輪のように「安全・安心」に対する「啓蒙」と「補償」がセットとなり機能していくことが、高体連の活動の底辺を支えることになると考えている。

そこで本課題研究では、分科会の枠を超え補償制度の運用までの経緯と利用状況の分析についてまとめるとともに、運用上の問題点を明らかにするため、高体連に加盟する高等学校の運動部活動顧問を対象にアンケート調査を行い、その分析をとおして本研究部の今後の活動の指針を得ることを目的とした。

2 補償制度の概要

（1）導入の背景

前述の平成 13 年度、北海道高等学校ボート競技新人大会（全道新人戦）^{※1}における事故の他にも支部予選^{※2}において柔道やボクシングなどで死亡や重度の後遺障害が残る事例があった。主催団体である道

※1 北海道大会（全道大会）は、一般にブロック大会に相当する。

※2 支部予選は、一般に県大会に相当する。

高体連には見舞金等の規約が無く、重大事故の際には各加盟校の募金を頼りに対応してきた。

平成 13 年当時は、学校管理下における事故の補償として、死亡事故の場合、日本体育・学校健康センター（現スポーツ振興センター）と P T A 安全互助会からあわせて約 2,500 万円の保険金が出ていたが、道高体連としても主催団体からの弔慰金としてこれに準ずる額を支払うべきと考え、保険制度について検討を始めていた。

さらに、主催大会では審判員を各学校の顧問や監督にお願いしなければ、大会運営ができない現状がある。生徒引率をとめないながらその大会において、審判員が試合中に怪我をしても公務災害に認定されない（平成 13 年度に事例あり）ことも問題となった。各競技団体や各学校では、危険を伴う種目において独自に保険に加入するところも増加し、このままでは審判はもとより顧問の引き受け手も無くなる可能性が懸念された。このことは大きな課題であり、まさに主催者である高体連が手立てを講じるべき問題であった。

（2）導入から運用に至るまで

平成 16 年度秋季全国高体連基本問題検討委員会において、大阪府高体連から「災害補償制度」の案の提示があった。これは、大阪府における春季大会、高体連大会、新人大会の 3 大会を補償するもので、参加する競技すべての部員および顧問（大会に参加しない部員やマネージャーも含む）が加入することを条件に、相互扶助で低い負担金（3 大会補償で一律 400 円）を実現したものだ。大阪府の取組は、大変参考になり、北海道における補償制度導入のための検討材料となった。

平成 16 年 11 月、担当する保険会社と北海道版の「災害補償制度」の検討に入り、高体連組織としては常務理事による検討委員会を組織した（H16.11 常務理事会）。

大阪府との最大の違いは、北海道はひとつのブロックのため補償すべき主催大会が 3 つで補いきれない種目があるということであった。当然大会参加者および延べ日数も増え、保険料も高額となってくる。

さらに問題となったのが、少子化による生徒減が部活動生徒数の減少に直接影響すると予測できたことだった。当初に決めた一人あたりの負担金が、数年で値上がりするようであれば理解は得られない。少なくとも 10 年間は負担金を上げず、補償内容を下げないことを保険会社に確約させるための調整は難航したが、保険会社の理解と協力で様々な工夫を経て保険料算定のシミュレーションを行い、数年後の見通しができた。

最終的に「北海道版災害補償制度」の一人あたりの負担金は 550 円となり、18 年度導入を目指すことになった。（H17.2 常務理事会・理事会）

新年度になり、関係組織への周知と理解のため次のように説明等を行った。表 1 はこれらの取組を時系列で表したものである。

表 1 制度設立に関する様々な取組

年	月	関係会議・組織ほか	内 容
H17	4	道高体連常務理事会	補償制度の内容確認と総会での承認に向けての準備
	4	道高体連理事会	道内各支部新役員のため内容説明と、支部総会での質問事項等の集約について依頼
	5	道高体連総会	校長が出席する道高体連総会において承認（1 年かけて周知徹底することが条件）
	5	道高体連専門部会	種目によっては補償大会数にばらつきがあることに理

			解を求めるとともに、大会参加者数の詳細な調査の依頼
	6	各競技専門部	平成 17 年度全道大会各種目参加者の実数調査の実施
	7~9	道高体連事務局	各支部からの質問事項整理、回答は支部事務局を通じて随時
	10~12	各支部	11 支部（当時）説明会およびQ&A作成
	12	道高体連専門部会	平成 17 年度各支部における参加者数集計
H18	1	災害補償担当事務局員採用	関係経理・手続き事務作業のため
	1	道高体連事務局	4 月運用開始に向けての説明資料及びパンフレット配布
	2	道高体連常務理事会	運用開始最終確認
	2	道高体連理事会	支部における補償大会の確認
	2	各校からの加入開始	新 2・3 年生および顧問の加入
	3	道高体連事務局	1 期分保険料の支払（年間 3 期）
	4		運用開始

(3) 運用時の取組

運用に際して加入者数から参加者数を計算するシステム構築のため、参加校には対象大会への延べ参加人数を、各競技専門部には大会参加人数の詳細な調査と報告を義務づけた。

これを 3 年間継続することで生徒数減と参加者数の相関関係を割り出し、しばらくの間負担金の維持が可能となった。

こうしてスタートした「災害補償制度」であったが、初年度に道高体連が主催するアイスホッケー大会で死亡事故が発生し、最高額の保険金が支払われた。この制度があったから良かったということはなく、やはり事故なく安全な大会運営になるよう努めていかなければならない。ただ、どんなに注意していても事故は起きてしまうので、やはりこの制度は主催者としての責任であり、参加者にも加入の義務があると改めて思い知らされた（図 1, 2）。

主催大会参加者災害補償制度の内容 I

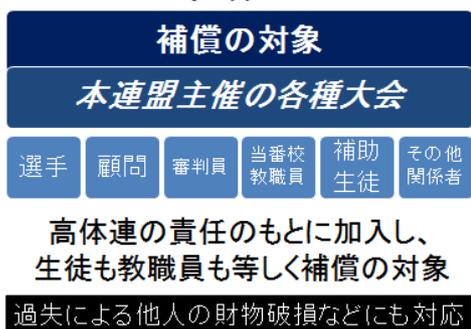


図 1 補償制度の内容 I

主催大会参加者災害補償制度の内容 II

補償内容・金額			
傷害補償	災害死亡保障	1,000万円	
	後遺傷害補償	40~1,000万円	
	医療補償	入院補償(日額)	3,000円(1日目から補償)
		手術見舞金(手術の程度に応じて、日額の10・20・40倍)	
		通院補償(日額)	1,500円(1日目から補償)
損害賠償	身体賠償 <訴訟費用を含む>	1名 1億まで 1事故3億まで	
	財物賠償 <訴訟費用を含む>	1事故 1,000万まで	

図 2 補償制度の内容 II

3 補償制度の申請データの分析

6 年間の運用を経て、補償制度適用者から得られた怪我・事故のデータを分析することで、生徒の負傷の傾向を明らかにした。そして怪我・事故の未然防止は、事故発生状況を把握することで、潜在的リスクを洗い出し、事故防止に向けた具体策を提案したいと考えた。

6年間の申請件数の推移は、運用初年度の平成18年度194件、翌19年の217件をピークに、毎年減少傾向を示した。平成23年度の申請件数は107件まで下がっている（図3）。

保険金申請の段階で、医師の診断による傷病名や怪我の程度、事故に至った経緯などの報告が必要のため、カテゴリーごとにデータの蓄積ができた。この基礎データを利用して学年、性別、年齢、身体的な部位や症状、競技種目、地域など様々な角度から分析した。

ひとつの例として、上肢を負傷した人のうち、どの部位の怪我が最も多いのかを詳しく見ると「手」の怪我の発生が最も多く「肘」「肩」と続いた。また、「手」のどのような怪我が多いのかについては「骨折」（取り分け指の骨折）が6割を占めていた（図4）。

同様に、下肢では「膝」の負傷がもっとも多く「足首」の負傷がこれに続いた。さらに、膝の負傷の中で最も多かった怪我は「靭帯」や半月板を含む「損傷」であった。この他、競技特有の怪我の発生状況もこれらのデータから浮き彫りとなった（図5）。

このように、基礎データの蓄積から見えてくることを利用して、研究部では傷害・事故予防（再発防止）のトレーニングなどの紹介が重要と捉え、その取組を始めたところである。

6年間の「補償制度」申請件数の推移

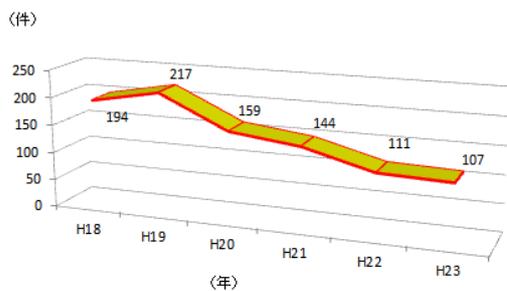


図3

上肢の怪我発生状況



図4

下肢の怪我発生状況



図5



図6 研修協議会の実際 I

4 傷害防止の取組

利用状況を分析した結果、全体の50～70%が下肢のケガであった。その内、足（40%）と膝（40%）で合計80%を占めた。「どのようなトレーニングを積み重ねていけば、下肢のケガの発生率をお

さえられるか」「選手としての活動を十分に補償できるか」など指導する顧問が悩むところである。

そこで、平成23～24年度の2カ年にわたり外部講師を招き、道高体連研究部が主催して全道の指導者を対象に「傷害防止（再発防止）に向けたトレーニング方法」と題し、傷害への対応についての研修協議会を開催した（図6）。今後は、これまで発刊した「運動部活動顧問のための指導ハンドブック」（平成14年）と「運動部活動顧問のための安全対策マニュアル」（平成20年）の内容についても刷新、改訂を検討していく必要があると考えられる。

5 アンケート調査の分析

（1）アンケート調査の目的

補償制度は、生徒の怪我や事故を受け顧問や監督が手続きをすることから始まる。このため指導者は制度の理解と手続きの方法を十分理解していることが求められる。

何故なら、補償対象となる大会においては、大会要項でその加入を義務づけているため、道高体連加盟の各高校では部活動に関わる教員や事務職員、管理職にこの制度を知らない人はなく、毎年定期的に部活動に加入する新入生や顧問の人数を報告しその人数から算出した負担金の納入を実施（回収率はほぼ100%）している。さらに、毎年入学者への案内書類等に補償制度のパンフレットを同封するなどして、全ての保護者に補償制度の内容を周知することになっている。

以上のことから、部活動担当者が制度を知らないというのは、保護者にとっては信じがたいことであり、全ての顧問、監督が理解しておかなければならないことと言える。しかし、実際に申請件数の減少から、指導者の怪我や事故に対する認識度の相違や手続き上の問題が起因していることが予想された。

そこで今年度、本研究部では制度の目的達成度についてアンケート調査を実施し、その認識や理解がどの程度浸透しているかを明らかにすることにより、制度の改善点を見極めようと考えた。（表2）

（2）分析結果と考察

北海道各支部の協力により高等学校（全日制・定時制）346校に対し、293校（84.7%）からアンケートが回収できた。補償制度の浸透・認識の観点から今回のアンケートでは、「1.補償制度の申請の仕方を知っていますか」「2.補償内容をある程度把握していますか」に着目した。アンケート集計では、「補償制度の申請の仕方を知っている」が56.2%、「補償内容をある程度把握している」が55.2%という結果になり、我々が思っていたほど浸透していないことが分かった。そこで北海道全体と傾向が同じで、北海道全体の4分の1を占める札幌支部のデータをもとに別の角度からも分析を行った。この分析では次のような傾向が見られた。（表3）

- ①申請の仕方を知っているが、申請手続きが複雑もしくはわからない割合は44.8%
- ②申請の仕方を知っているが、補償制度が生徒や保護者の安心・安全に寄与しているかわからない割合は27.1%
- ③補償内容をある程度把握しているが、生徒や保護者の安心・安全に寄与しているかわからない割合は28.3%
- ④補償制度が生徒や保護者の安心・安全に寄与していると思う割合は60%以上

以上のことから、申請件数減少の背景のひとつとして、実際に補償制度の申請を行ったことがないために、申請方法や補償内容などを理解していないことが要因と考えられた。また、申請方法を理解していてもその手続きが複雑、もしくはわからないと回答している割合が多いことから、指導者用の申請（補

償制度)に関する「手引き」が必要と思われた。

併せて、補償制度が「生徒や保護者の安心・安全に寄与している」と6割以上の指導者が感じていることから、これまでの補償制度の運用実績や適用されるケースなどを明確にすることにより、さらにニーズが高まり、より浸透していくと考えられた。

補償制度がスタートした時は、制度設立に向けた全道的な取組がなされ、学校においても旬な話題として認識されていたが、時間の経過とともに人の移り変わり(新採用や異動、新たに運動部顧問へ就任)などによって認知度が低下していると捉えると、より詳しくわかりやすい内容を提供していくことが生徒の安全な活動と保護者への安心・理解につながるものと考えられる。そして、指導者が安心して部活動の指導に携われるよう、さらなる認知度の向上を目指す必要があると思われる。

表2 アンケート用紙

【アンケート用紙】

平成24年6月1日

高体連種目の部活動顧問にお願い

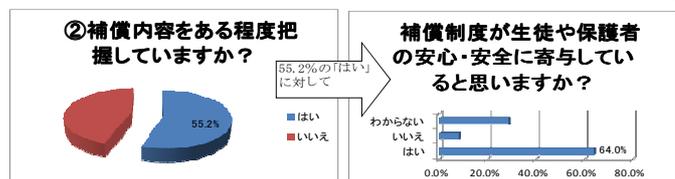
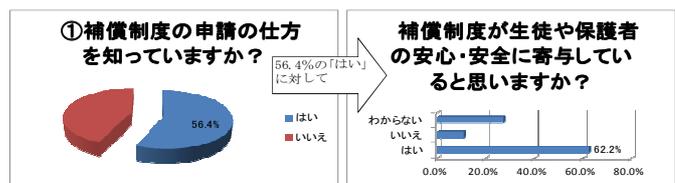
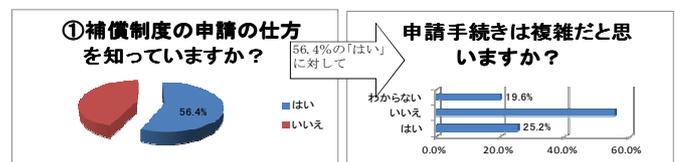
本アンケートは、平成18年度から制度化された「北海道高体連主催大会参加者災害補償制度」(これ以降「補償制度」)が6年経過したことから、利用者の現状把握とともに再度、補償制度に対する認識や手続きなど、今後の課題を明確化するために行うものです。ご協力をお願いいたします。

()支部 ()高等学校 ()部・同好会	
1. 性別	1 男 2 女
2. 教員歴	1 5年未満 2 10年未満 3 10年以上
3. 指導教科	1 保健体育 2 その他
4. 運動部顧問歴(前任までも含む)	1 5年未満 2 10年未満 3 10年以上
5. 過去に全道大会出場経験	1 あり 2 なし
6. 過去に全国大会出場経験	1 あり 2 なし
7. 当該部は自身の専門種目といえますか?	1 はい 2 いいえ
8. これまでの指導の中で練習中(練習試合含む)に怪我が発生したことはありますか?	1 はい 2 いいえ
9. これまでの指導の中で試合中(大会)に怪我が発生したことはありますか?	1 はい 2 いいえ
10. 補償制度の申請の仕方を知っていますか?	1 はい 2 いいえ
11. 申請手続きは複雑だと思いますか?	1 はい 2 いいえ 3 わからない
12. 大会役員、補助役員、並びに顧問などが移動時の事故も補償の対象であることを知っていますか?	1 はい 2 いいえ
13. 補償内容のある程度把握していますか?	1 はい 2 いいえ
14. 対象となる大会を把握していますか?	1 はい 2 いいえ
15. 補償制度が生徒や保護者の安心・安全に寄与していると思いますか?	1 はい 2 いいえ 3 わからない

ご協力、ありがとうございました。

表3 アンケート結果の集計

項目別	支部別	支部全体	札幌支部	「はい」の割合
回収学校数		293	84	67
回収率		84.7%	79.8%	
①補償制度の申請の仕方を知っていますか?	はい	56.1%	56.4%	
	いいえ	43.9%	43.6%	
申請手続きは複雑だと思いますか?	はい	19.2%	20.0%	25.2%
	いいえ	34.8%	35.6%	55.2%
	わからない	46.0%	44.4%	19.6%
①補償制度の申請の仕方を知っていますか?	はい	56.1%	56.4%	
	いいえ	43.9%	43.6%	
補償制度が生徒や保護者の安心・安全に寄与していると思いますか?	はい	54.7%	54.2%	62.2%
	いいえ	8.2%	10.4%	10.7%
	わからない	37.1%	35.4%	27.1%
②補償内容のある程度把握していますか?	はい	51.9%	55.2%	
	いいえ	48.1%	44.8%	
補償制度が生徒や保護者の安心・安全に寄与していると思いますか?	はい	54.7%	54.2%	64.0%
	いいえ	8.2%	10.4%	7.8%
	わからない	37.1%	35.4%	28.3%



6 まとめ

本研究では「北海道高体連主催大会参加者災害補償制度の導入の経緯と現状」と題して、①補償制度導入に至るまでの経緯、②制度運用から得られた基礎データを利用した予防（再発防止）方策、③指導者アンケートの結果から得られた現状を把握することによって補償制度に関わる課題や改善点など、今後の指針を得ることができた。

特に全道規模でこの制度が確立・運用されている今日的課題として、制度の申請件数減少に着目し、その結果から、次のような新たな課題を得ることが出来たと考えられる。

- ・申請手続きについてわかりやすい手引きを各学校に提示する。
- ・これまでの事故事例から、補償制度の価値を認識してもらえるよう啓蒙する。
- ・補償制度対象大会についての効果的な周知方法等について各専門部と連携を図る。
- ・初任者研修等での安全対策指導を継続する。
- ・指導者へ「怪我（再発）の防止」になる様々な研修・研究協議会の企画・立案をして啓蒙を図る。

道高体連研究部は北海道独自に制度化し、運用することができた「北海道高体連主催大会参加者災害補償制度」について、今後さらなる制度の検証や怪我・事故防止に役立つデータ蓄積を継続していきたいと考えている。この積み上げが、主催大会に参加する生徒をはじめ指導者、役員、保護者の「安心・安全」の一助となれば幸いである。

本課題研究の作成にあたり、ご助言いただいた関係各位に甚大なる謝意を表します。